



## 原状回復負担区分

《通常の使用に伴う損耗等と考えられるもの》

- ・家具の設置による床、カーペットのへこみ(著しいものは除く)
- ・畳の変色、フローリングの色落ち(日照等により発生したもの)
- ・畳の裏返し、表替え
- ・フローリングのワックスがけ
- ・クリーニングで除去できる程度のタバコのヤニ
- ・日照、家電の放熱などによるクロスの変色
- ・網戸の張替え
- ・部屋全体の清掃や消毒
- ・破損や紛失していない鍵の交換

お問い合わせは下記へお願い致します。  
株式会社アクセルホーム月島店  
(住所) 東京都中央区月島1-16-8  
(電話) 03-5547-3770  
(アドレス) [tsukishima@axel-home.co.jp](mailto:tsukishima@axel-home.co.jp)

